

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和6年2月2日

香川県高松港管理事務所 所長 明石 享久

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

高松港コンテナターミナル等警備業務

(2) 委託業務の内容

仕様書による

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

高松港朝日地区F地区コンテナターミナル、朝日地区－12m耐震強化岸壁等（詳細は仕様による。）

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和6年2月21日17時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：ad7378@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書及び仕様書の交付）

令和6年2月2日（金）から令和6年2月13日（火）まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除く。8時30分～17時15分）

郵便番号 760-0019
香川県高松市サンポート1番1号（高松港旅客ターミナルビル5階）
香川県高松港管理事務所
電話番号 087-851-3442
FAX番号 087-822-2306

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和6年2月13日（火）17時までに、4に示した場所に対し文書で行うこと。（電話、電報、メール、ファクシミリ等による質問は受け付けない。）質問書には、会社名、担当者名、電話連絡先を明記すること。

回答は、令和6年2月16日（金）から令和6年2月20日（火）までの間（休日を除く9時00分から17時00分まで）4に示した場所において閲覧に供する。

6 入札及び開札

（1）電子入札システムによる入札期間

令和6年2月21日（水）8時30分から令和6年2月21日（水）17時00分まで

（2）開札の日時

令和6年2月22日（木）9時00分

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否

否とする。

8 積算内訳書の提出

（1）入札者は積算内訳書（様式は公開資料に添付）を作成し、電子入札システムにより入札書に添付すること。積算内訳書を提出しない場合又は積算内訳書の記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたい等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は失格とする。

（積算内訳書の記載内容不備の例）

- ・全く別の業者名が記載されている場合
- ・記載漏れ又は違算等により積算内容が確認できない場合 等

（2）積算内訳書の入件費単価は、香川県最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号の定めによる香川県において本公告日現在適用されている最低賃金の額をいう。以下同じ。）以上とし、積算内訳書の入件費単価が香川県最低賃金未満であるときは、当該入札は失格とする。

（3）入札金額と積算内訳書の金額が一致しない場合は、当該入札は失格とする。

9 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和6年2月15日（木）15時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。

10 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者
- (6) 高松市内に本社、支社又は営業所を有すること。
- (7) 平成31年4月1日以降に、香川県内の国の行政機関等又は地方公共団体の施設における施設警備（警備業法第2条第1項第1号に規定する警備）業務受託実績があり、受託期間中、誠実に業務を遂行していること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。

11 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、10 ((2) を除く) の要件を満たすことを証明する資料として、次の入札参加資格確認書類を令和6年2月15日（木）15時までに、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

（入札参加資格確認書類）

①入札参加者に関する事項

会社情報（会社所在地（香川県内の本店、支店又は営業所）、商号又は名称、代表者名、代表電話番号、担当者名、担当者連絡先（常駐事務所の住所、電話番号）

②行政指導等処分の有無

平成31年4月1日以降における行政指導等処分の有無（労働関係法令、入札・契約関係など）

③組織体制及び役員一覧

本業務に対応する県内事務所（本支店、営業所等）の体制（常駐従業員の人数、緊急時の対応が可能な者の人数）及び、役員（役職名、氏名等）

④警備業務受託実績

施設警備業務受託実績（対象建物（名称、所在地、面積）、受託期間、契約担当部署の名称及び連絡先）

⑤誓約書

誓約書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと等を申立て、誓約する書面）

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は令和6年2月16日（金）16時までに電子入札システムにより通知する。

県が書類を受理する際には必要書類の有無のみを確認するため、記載の不備を含めた参加資格の審査については別途内容を精査して判断することになり、書類を受理したことのみをもって審査に合格したことにはならないので注意すること。なお、提出された書類は返却しない。

12 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

なお、入札参加資格が認められ、入札を行った後に、提出された資料の内容が真実ではない

と判明した場合にも、入札は無効とする。

13 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取り消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

14 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定に当たっては、施行令第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格調査制度を適用する。

(2) 低入札価格調査を行う基準として調査基準価格を設定し、当該価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の審査を経て落札者とするか否かを決定する。その結果については、入札者全員に対し通知を行う。

(3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者であっても落札者としない場合がある。

(4) 審査の結果、調査基準評価を下回る入札を行った最低価格入札者を落札者としないことに決定した場合、その者を除く入札者のうち、最も低い価格で入札した者を落札者とする。ただし、この入札額が調査基準額を下回る場合には、(2)と(3)の手続きを繰り返す。

(5) 調査基準価格を下回る入札を行った者に対しては、文書により調査実施について通知があるので、その通知文書に記載された資料を県に提出するとともに、県が行う調査に協力しなければならない。

なお、調査時には次の書類を提出する必要がある。

①入札金額の詳細な内訳書

②警備員確保計画及び配置計画書((警備員の確保見通しや本業務の対象施設への配置計画を具体的に記載したもの(様式任意))

③直前の事業年度の賃借対照表及び損益計算書

(6) 調査基準価格を下回る入札がない場合には、規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札に付し、なおも予定価格を超える場合は随意契約により予定価格の範囲内において契約する。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

15 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日(休日の日数は、算入しない。)以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

16 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

17 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格であるので、4に示した日時及び場所において、交付を受けること。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる。